

伊方原発訴訟を支援する会

第6回公判

国側「必要なものだけ出す」

原告「必要かどうか判断するのは我々だ」

原子力行政は今やガタガタ。原発は事故の続発。それなのになおも原発推進をもくろむ政府・電力会社は一体何を考えているのだろうかとフェリーの中で考えつづけていた。目をさますともう松山港だ。今日の松山は快晴だ。「よかった」と心の中で思う。「一度は自分の傍聴券を自分で手に入れなければ…」と思いつつまだ目的を達していない私にとって、せめて「雨が降らないでほしい」と思うことでしか、徹夜で並んでいる仲間達に感謝の気持を示すことが出来ないのが誠に残念である。裁判所前にはもう沢山の人達が集まっている。「四電はもう傍聴はあきらめたのかナ」「伊方原発も早くあきらめたら良いのに」と一人言。2時の公判にはまだ時間がある。原告団、支援の会の人達がぞくぞくと集まって来る。その人達と一緒に県知事に会見に行く。県知事、副知事は居るすをつかい、会見は出来ないとのこと。皆んなおこり出す。直接知事室へ行こうとすると、階段に多数の職員が集まって来て、制止しようとする。こぜり合いがおきるがこっちの熱気に押されたのか、職員も内心は原発反対と思っているのか、案外、簡単に通ることが出来た。知事室前で又こぜり合い。結局、代表5人が商工労働部

長と会見。抗議と追求を行った所「国を信じてます」の一点ばりだったとか。「むつ」を見よ！「美浜の事故」を見よ！一体国のどこを信じようとするのだろうか？裁判が進行するに従って、国の言うことはいいかげんで全く使用出来ないということが良くわかるではないか。その第6回公判がいよいよ始まる。前裁判長がだまし打ち的にヒソカに減らしていた傍聴券制限が、今回から又もとの枚数にもどったとのこと。今度の村上裁判長は少しはましの様だぞと、公正な裁判をやってくれることを祈る様な気持で傍聴席にすわる。

新裁判長が現われた。シーンとする。皆んな村上裁判長の心の奥までのぞき込もうとするかの如くに疑視している。皆んなの気持は一つだなと思う。「弁論更新に当って何かありますか」と第一声。仲田原告代理人が「弁論に先立って、テープレコーダーの使用を認めていただきたい」とその要求理由を述べる。「公判の報告」を依頼されている私にとっては、重大関心事である。被告を見よ。筆記専任代理人を2人に増員しているではないか。「よろしいでしょう」の発言にホッとする。被告もあわてて「我々にも」と便乗して来る。我々の税金を使って、筆記専任を2人も東京

から派遣しておきながら、こっちの必死な要求で認められたのに便乗してくるとは何事かと思わず言いたくなる。

次に原告代表3人と原告代理人(藤田弁護団長)による口頭での意見陳述が認められた。まず川口氏が「伊方町へ原発が誘致されるに至った経過」「四電と県・町とのゆ着」「それによっていかに多くの住民達が苦しんでいるか」「漁民の弱みにつけ込んで、行政・四電が一体となり、想像を絶する程のひどいやり方で、行なった漁業権放棄」「父祖伝来、何百年来の大切な里道を用途廃止と称し、国から四電へ払い下げた問題」などを静かな中にも厳しいかきりを入れて陳述。「前裁判長は素朴、真摯な傍聴人に対して応援団と罵られました。裁判はゲームではありません。行政から独立した公正厳正な裁判を村上裁判長にお願いいたします」と訴えて陳述を終えた。

二宮氏は「当初保内町から取水する計画であったものが、急に海水淡水化による取水に変更になったことに見る安全審査のずさんさ」「伊方の近くを通る中央構造線という地震の巣のこと」「佐々木科学技術庁長官が1月に当県知事選応援の際、原子力三原則に則って文書その他については出すようにしたい、と述べたにもかかわらず被告は一切提出しようとしないうこと」など被告の不当性を堂々と陳述。井上氏は伊方町の一農民として「現下の原子力行政は我々伊方町民として耐えられぬものだ」とせっせと訴え、特に「伊方町の発展の為だ」と言っ、町民無視のまま暗躍した町長のことや、「原子力政策を詳しく住民に知らせたのでは、誘置は出来なくなる」と責任者すら公言しているのだという現状を

陳述した。最後に代理人を代表して藤田団長が立ち、原告の「原子力発電の技術は未だ欠陥が多くとうてい安全性が保障されたものだとは言いがたい」という主張に対して、被告は「原子力発電は原子力平和利用の中心的役割を果たすものとして既にその地位を確立しているものである」と主張していたことを述べ「しかるに原告の主張の正しさは幾多の事実を持って証明されている」として「原告の正当さ」を訴えた。その要点は①原発の事故の続発-②米国では1973年に861件の事故があったが、それが1974年には実に1400件にも増加していること。その内の約40%が重大事故に絡がる可能性があるものであったという米国原子力規制委員会の報告。③美浜1号、2号の蒸気発生器細管の事故や燃料棒破損事故。④米国及日本の沸とう水型原発における炉心冷却系配管及非常用炉心冷却系配管のヒビ割れ。

②原発で働く労働者の放射線被曝量の増大-全国電力労働組合連合会(電労連)の調査では、労働者の総被曝量は年々倍近いテンポで増大しつづけており、電労連としては「原発は完成した技術ではなく商業運転にはほど遠い」として、「この様な状態が続けば、今後の原発の増設には協力出来ない」と発表した。

③原発のみじめな稼働効率-原発がまだまだ実験的な段階にすぎないことを、原発の稼働率の低いことが証明している。

④水島の重油流出事故-「全く起こり得ない」と国・企業が主張していたタンクの破損が実際に発生し、「起こり得ないはず」のハシゴが倒れ、「起こり得ないはず」のコンクリート製のせきがこわれ、「起こり得ないはず」のオイルフェンスが流失するという二重

・三重もの安全装置の無力さの証明こそ、伊方原発に対する警告である。

⑤ ずさんな原子力行政—「むつ」を始めとして原子力行政のずさんさは今や明らかである。原子力委員会の環境安全専門部会が昨年末に発表した報告書もそれを認めているし、最近「原子力行政懇談会」を設けたこともそのあらわれである。

以上の点から藤田氏は「原子力発電は実用段階に達したという誤った判断の下に立てられ、誤った開発計画に沿って行なわれた伊方原発の認可は取り消されるべきだ」と強く主張した。

その後、被告より提出された意見書に対して平松代理人から釈明要求が行なわれた。

平松代理人：原子力基本法二条に反してまで資料をかくすのか。その合理的理由をのべてほしい。

被告：我々の「主張、立証」の過程で必要ありと判断したものは出す。基本法に違反しているとは思わない。科学技術庁長官の愛媛県での言明も行政レベルでの問題であってこの裁判とは別である。資料一切を裁判所に提出しても裁判官に理解してもらえないとは思わない。

平松：被告が任意に必要と認めた時だけ資料の一部を法廷に出すというのか。

被告：その通り。

と述べ、まるで住民の不安をさかなぜする様な発言を平気でする。川口原告団長もたまりかねて「必要であるかどうかの選択は原告がやるべきで被告ではない」と述べ、拍手をあげる。更にやりとりはつづく。

仲田代理人：被告が必要でない判断するものこそ我々原告にとって必要なものだ。そ

んなことでは安全性に問題のあるものは全部隠してしまうことになる。裁判所が混乱するというなら、まず我々原告に資料を見せなさい。

被告：審査報告書は公開している。基本法2号はすべての公開を言っているのではない。

平松代理人：我々が知りたいのはその報告書の基礎となった計算データや計算コードなどが実証された資料に基づくものかどうかということだ。実質的資料を公開出来なければ、基本法2条は全く死文化してしまう。

被告側は基本法2条は「成果の公開」であって、その点は報告書として提出してあるから2条には違反していないとの一点張り。隠せば隠すほど「不信感」が強まるばかりである。

釈明要求は具体的な問題へと移った。

平松：安全審査資料一切が不存在という回答で、びっくりしている。全く文書なしで審査が出来るとは常識上考えられないではないか。

星野代理人：伊方は地震や地盤などで問題のある所だ。審査報告書にも具体的な数字を上げて安全であると言っている以上、当然その基礎になったデータが文書として存在するはず。我々の小研究会でもコピーしてくばられている。その様なコピーすらしないとしたら、その審査会のレベルは我々の研究会以下ではないか。

被告：直接、委員が調査したのではない。現地へ行っても、記述が「申請書」通りであるかどうか確認するだけ。

と答え、まるで四電と委員とが合体して審査してる様な調子である。四電の服をきて、四電の車でこっそりと現地調査をしたという話しを思いだした。仲よくベッタリとゆ着して

いるのを当然と思っているのだろうか。

更に議事録について釈明要求がなされた。誰れが考えても一基1000億円もの巨大な建設費がかかり、住民多数の生命のかかわる危険さわまりない原発の安全審査に議事録がないのだということを信ずることが出来ようか？伊方裁判に東京から2人もの筆記専任を派遣することの出来る国が、議事録を取る人がいないなんてことはあり得ないではないか？議事録を隠そうとするのなら、内容を知られると困るからに相異なるし、本当にないのなら驚くべきズサンさであるとしか言えない。熊野代理人の「100万円以下の会社ですら、議事録の作成が義務づけられている。まして何百何千の住民の生命・財産のかかわる審査会の議事録がないとはとうてい考えられない」との追求や、井門代理人の「疑問点を四電に対してただす時及その回答がある時とうぜん文書でやりとりされるではないか」との追求、藤田代理人の「一体どうやって、審査会の審議を引きついで行くのか」の追求に国側は「ない」の一点ばり。「担当者のメモをファイルしてあるのをよむだけだ」と答える。それも「書いたり消したりしてあるし、あるものは紛失したものもある」と答える。被告に具合の悪いものは「紛失」したり「消され」たりするのだろう。住民の安全に最も責任の大きい国の原子力行政の実体がこれなんだ。傍聴席・原告から激しい怒りの声が出る。

「国民の税金を使って公務時間に作成された重要書類を『紛失した』とは何か」「すべてがこの調子なのだ。だからむつのような事故がおこるのだ」と。

星野氏の「企業ですら、下請に部品を作らす時は自分の方で作ってみて判断する。まし

て国民に重要な影響のある原発でやられてないのならその理由を聞きたい」との質問には沈黙するばかり。原子力賛成派の中心人物が、「周辺住民の1万や2万死んでもかまわん」と川内市の公聴会でさげんだという話しを思い出した。又水島の事故で真黒になった瀬戸内海をフッと思い出す。原発は瀬戸内海を真黒にはしない。だが目に見えない怖るべき放射能で汚染させるのだ。ヒシヤクで「すくえる」様なものではないのだ。更に放射能被曝が重なるのだ。「人の命は何物にもかえがたい」という住民の根底の考え方を無視するのが原子力行政の本当の姿なのであろう。なりふりをかまわず、金で命を買おうと国・電力は一体になってやって来ても、決してくじけないぞと思う。

法廷は更に、文書の内容や審査会の運営規定はどうなっているかについて追求されていく。国の回答は全く無責任そのもの。その中で増々明らかになるのは「全く審査とは言えない審査」であり「四電に対して、ここをこう直しなさいと指示するというカンニングを奨励する様な実体」であった。

文書提出命令に対して、原告側が5分程協議の為に休廷に入る。原告側が協議後再開。平松氏が「文書提出命令の制度的主旨は、当事者間の公正の為にあって、文書を秘とくする状況が却って訴訟進行上、不公正と認められる時に命令によって公正をはかる制度であると考えている」と述べ、「被告側で文書を独占し秘とくしている場合、住民には本来対等の立場で主権者として任意に利用できるべきであるにもかかわらずまたげられ今後の主証上極めて支障を来たしているのが現状である」「本件訴訟の公正の実現と

真実発見及び訴訟の促進にそうものとして、本本文書提出命令を裁判所におかれて速かに御決定いただきたい」と述べた。二宮原告も立上って「米国ではすでにすべて公開していると聞いている。三原則にそって我々自身に本当のことを知らせ、これだから安全であると国側は実証してほしい。ズル抜けしようとしても、たとえ権力の圧力で一時的に押えつけても、住民の怒りと力を押えきることは出来ない。我々は村上新裁判長の姿勢を見つめている。明快なご判断をお願いしたい」と訴えた。

3月27日迄に被告が追加の書面を提出、原告側が4月10日迄に「文書提出命令」に関する最終書面を提出、裁判所が判決を下すことになった。被告は「何んとしても見せない」という文書が沢山あるのは今日の公判でも明らかだ。原告側に「何が何でもすべての文書を勝ち取ってほしい」ものだ。米国はすべてが公開されていて、1m以上の文書の山を前に反対派は必死に勉強しているとか。原発が安全かどうかを議論する為にすべての文書の公開は大前提であることは明らかである。1mもの文書の山を前にしたら、代理人、原告はきっと頭をいためるだろうが、この裁判は日本中の国民の安全にかかわる重要な裁判なのだ。必死の思いで頑張してほしいものだ。あまりにも当然な要求であるこの文書提出命令をぜひとも勝ち取ってほしいと思いつつ外へ出た。

前庭では総括集会がもたれた。弁護団からは「安全審査会は原発推進委員会であることが明らかになった」と報告され、又「裁判所は出来るだけ速く審議を進め工事中止を命ずべきだ」との主張のもとに、今まで3ヶ月に1回だった公判が、「1.5ヶ月に1回と密に

なり、審議にも朝10時から、丸1日がついやされることになった」と報告された。第7回(5/29 14じ)、第8回(7/3 全日)、第9回(9/25)、第10回(10/23)、第11回(11/27)、第12回(51年1/29)、第13回(2/26)、第14回(4/22)と公判日がきめられた。国側は全く受身となっている。手をゆるめず追撃しよう。(支援する会会員)

会員の皆さんに

第6回公判報告にもありますように、弁護団の強力な主張によって、次回(5月29日)以後来年4月まで、平均1.5ヶ月に1回の割合で公判が開かれることになりました。

国側代理人は「とても無理だ」としづっていましたが、権力と財力に不自由のない国側にとっては、引き延ばし戦術だけが頼みだったからでしょう。しかし、立て続けの公判は原告側にとっても決して容易なものではありません。日々の生活に追われる中で、他にもいくつかの裁判をかかえている原告や現地にとっては、遠路の公判参加だけでも大変な負担となるでしょう。また弁護団には、さらに超人的な努力を強制することになるでしょう。

支援する会としてもできるだけの協力をしたいと考えています。しかし、これまでの「会計報告」でも明らかなように、直接費用だけでも1回あたり約30万円を必要とする公判を、現在の倍の速さで続けることは、並大抵のことではありません。インフレの進行もあり、会費の値上げも考えられますが、事務局としましては、皆さんの協力を得て、会員の増加とカンパ活動の強化によって困難を乗り越えたいと考えています。

どうか、伊方裁判の意義をさらに多くの人たちに訴えていただき、こんごとも、国側を完全に圧倒した裁判を続けられますよう、一そうのご協力を心からお願いします。

(事務局)

電調審住民を無視し「伊方2号炉」を承認

さる3月17日、電調審は四国電力と共謀して伊方2号炉に承認を与えた。困難な状況の中で斗ってこられた伊方原発反対八西連絡協議会の二同志から、怨念に充ちた報告が送られてきた。

行政企業一体化に怒りと憎しみ

矢野 浜 吉

伊方原発1号炉と全く同型の美浜2号炉の事故は、伊方住民に大きな衝撃を与えました。なぜなれば、これまでは遠方の火事、想像上の恐怖でありました原発事故が、身近かな火事、現実の恐怖となって迫って来たからです。更にも上、伊方2号炉の建設申請が四国電力から政府に出されたと聞いて、衝撃は倍加しました。本来ならば当然のこと、美浜2号炉を補修し、しかも安全性が確認されてから伊方2号炉を建設すべきでありましたように、事故の原因さえ不明のまま、全く同型のものを造るのですから、その無謀さには驚かすにはおられません。

私共は、伊方原発1号炉に併せて2号炉建設反対の対策をたて、行動を組みました。現状を書いたビラ5000枚を町内に配布し、マイクによる街頭宣伝。それに続く反対署名の活動。白石知事と伊方町長への抗議行動。さらに、上京して電調審関係の役所を訪れるなど。しかし、3月17日、電調審は伊方その他の発電所の審査を通してしまったのです。

私共反対運動をやってみて強く感じますことは、行政官庁と企業が一体となって計画をたて、私共住民の訴えを聞こうとしないということです。電調審は、地元住民の賛否を審議するのが任務だそうでありますから、今度

の場合、伊方住民の訴えを充分聞くべきだと思います。それを、各官庁とも充分聞かないだけでなく、伊方町長も申しましたように、地元住民の反対の現状が答申として出ておらないのですから、何を根拠に審査されたのでしょうか。全く地元住民の意志とは無関係に、国の方針と会社の都合の好いような結論を電調審は出しておるのです。これで伊方原発2号炉が許可されるというのであれば怖いことです。

私共は今、私共の質疑や抗議に応じてくれない国や県や町長に対して、怒りや憎しみや色々の感情を持つようになりました。歯車のかみ合わないもどかしさも手伝って、問答無用だ、やっちなえといった気持ちも生れるようになりました。

私共は只今、1号炉許可取消の行政訴訟、里道の訴訟、土地売買契約破棄の訴訟、その他安全協定反対運動等やっております。狭くて峻しい坂道ではありますが、「必ず勝つ」の信念で反対斗争を続けて行きます。ご支援をお願い致します。

伊方2号炉阻止と抗議運動の経過

広野 房 一

斗いは常に休む事なく続けて行かねばならない。伊方原発反対八西連絡協議会の我々は2号炉設置を計画中と聞くに及び、良識では考えられない暴挙だと考え、2号炉設置まかりならんと抗議行動を開始した。

2月13日：愛媛県知事に面談を求め百余名の同志が県庁に。知事不在を理由に、代表10名にしほって、やっと商工労働部長と会見。2号炉設置の同意書は現在のところ国え

提出していないとの答弁。話し合いは平行線
で終り、電調審審議は近々中と全員が予感。

2月27日：伊方町長に面談を求め、川口
会長以下5名が会見。町長は、2号炉設置は
当初からの計画であるかの如き答弁。我々は
反対住民はもとより賛成住民も大半は、2号
炉設置は許さないと考えていると強く要請し
たが、駄目であった。

3月8～9日：街頭宣伝

3月11～16日：下記の趣意書の署名集
めを実施。署名集めについては、今日、家庭
原子力委員会が厳密な安全審査を行なった
と言った美浜1号炉は故障続きで炉全体が廃
棄物となりました。

1号炉を改良した2号炉も1号炉同様の事
故・故障を起こし其の原因の科学的究明はな
されておられません。

伊方原子炉は美浜2号炉と同型であり其の
安全性は確立されておられません。

近々伊方2号炉の建設の可否を検討するた
めに電源開発調整審議会にかけられる模様で
あります。故障の原因解明も出来ないまま建
設を進めることは地域住民としては許すこと
は出来ません。

地域住民の意志を無視して審議が進められ
ることのない様要望し、ここに署名します。
訪問をしてもなかなか応じてくれないだろう
と心配したのは事実である。しかし、やらな
ければやられる。万難を排して行動に移った。
好天気で農家は大半留守家庭が多く、意の如
くならなかったが、それでも、訪問家庭は大
半我々に協力してもらえ2000名近くの実
績をあげたのである。

3月17日：電調審が不意に開かれたとの
情報。1日の差で署名を持った代表団の上京

が間に合わず、実に残念だと一同泣く思い。

3月22日：伊方町長に抗議のため伊方庁
舎前に集合。参加者70余名。庁舎前には、
早くも町職員が警備の腕章をあて入口を塞ぐ。
我々の代表団10名が庁舎内に入り町長に面
談させるよう申し入れ。町長は、全員とは話
さない代表とだけと言ったが強談判の結果、
午前11時半より全員が町長と会う。まず矢
野事務局長より、現在の原発は決して安全性
が確立していない事を資料に基き説明し町長
の答弁を待つ。山本町長は、日本の技術は高
度に進んでおり信頼している、2号炉につい
ての意見は求められていない、しかし漁業補
償も1、2号を前提にしているので取消は出
来ない、と答える。井上副会長も、電調審に
おける2号炉審議を考え直すよう町長に要請。
参加の全員からも活発な発言が続く。山本町
長が如何に強弁しようとしても、当初の自信
ありげな態度が変化しているように推察され
る。話は平行線のまま、50分の約束が次々
と延長になり、午後1時すぎに打ち切られた。

3月23日：電調審認可に抗議し要請する
ため、全署名を持って代表団が午前8時5分
八幡浜駅出発東京に向う。井上副委員長、福
野（保内）、西村（磯津若人会）、広野の4
名。最高責任者三木総理に面談するまでは帰
郷せぬ覚悟で出発。午後7時に東京駅到着。

3月24日：科学技術振興対策特別委員長
衆議院議員石野久男先生に面談し、行動計画
をたてる。午後1時半、まず、通産省資源エ
ネルギー庁開発課に行き、松尾課長と約30
分対談。課長は、安全性は重点においていな
い、四国は電気が不足しているが九州は余っ
ているから川内原発は審議しなかった、など
と答える。予定時間もあり早々と切上げ経済

企画庁に向う。

経企庁で、三木総理あての2000名近くの署名を提出。我々4名は昼食も抜いたまま署名の重大さを考え懸命の努力を続けた。相手は総合計画局電源開発課の伊藤氏。我々は2号炉の設置は、海、土地、地元民の同意の何れを基本に認めたかを問う。相手は、すべて条件が整っている、地元民の同意は知事の同意書で認めた、と答える。我々は、経企庁は地元の実態を知らない、知事ではなく伊方町住民の同意が絶対必要条件であるはずだと強く抗議する。係官は、知事の同意でよい、皆さんが上京され署名持参の実情は分るが、だからと言って審議決定取消は出来ないと説明。延々2時間余に及んだが、低姿勢の相手に致し方なく午後4時すぎ経企庁を去る。念願の三木総理との面談も不可能と知る。

午後6時より、YMCA会議室で開かれた「原発を考える会」に全員出席。星野芳郎先生のお話があったが、井上副会長の挨拶は100名余の参加者に変感銘を与えた。

東京の第2夜。一杯の酒に涙をこらえたのは自分一人ではなかったろう。田舎者のお互い、6ヶ年の斗いは決して短い月日ではなかった。だが今ここで斗いを止める訳には行かない。何故なれば、今日までの斗いが無駄でなかった事を確かめたからであり、原子力発電が今日また将来とも安全でないことを知るからである。伊方住民のため、愛媛の皆さんのため、そして心を同じくする世界の友と共に一層励まなければと思いつつ、1号炉と2号炉阻止の行動で精一杯の昨今である。

資料紹介

市川定夫著「原子力神話の崩壊」
(原水爆禁止日本国民会議・原発・再処理工

場設置反対運動情報連絡センター 発行、

1975年3月15日、59頁、200円)

昨年11月15日から17日までの3日間アメリカのワシントンで開かれた、ラルフ・ネーダー主催の「クリティカル・マス 74」集会に出席された著者の詳細な報告書。集会の経過、討論された内容、集会のフニキなどが、いきいきと再現されており、アメリカにおける運動とわれわれのそれとの類似性、そしてその自信満々とした進撃ぶりは、われわれの運動にも大きな励ましとなるであろう。ともにのせられている松岡信夫氏の「ヨーロッパの原発反対運動」の報告とともに、反原発の世界的胎動を知るための必読の書。事務局でお世話しますので為替あるいは現金で、申しこんで下さい。

会計報告('75. 3/7 ~ 4/5)

収入

会費	55,500
カンパ	73,000
ニュース増紙分入金	20,000
前月より繰越	276,319
計	424,819

支出

第6回公判	
弁護士行動費・旅費	131,500
ニュース代(含増紙)	36,000
資料4残金支払	35,000
郵送料	6,725
為替手数料	690
会場費	4,800
資料費	2,350
事務用品・コピー代	12,680
計	229,745

繰越金 195,074